

SSネットワーク維持の重要性と補助制度

2025/2/5

資源エネルギー庁 燃料流通政策室

SSによる燃料供給ネットワークの重要性

- 石油製品の供給を担うSSは、給油や灯油等の配送を通じて、国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして機能。また、石油製品は、可搬性、備蓄性や機動性があるため、レジリエンスの観点から有用。
 - 特に災害時においては、被災地復旧のための緊急車両や道路啓開等の作業車、電源車等に対する給油に加え、医療機関や福祉施設、避難所等の重要施設の自家発電用の燃料や暖房用の灯油等の供給が必要不可欠となる。これらの燃料供給が滞ってしまうようでは、被災地の方々の生命にも関わる問題となる。
 - 過去の大規模地震等においては、災害直後から、被災地への燃料供給に対応。
 - 停電時には、石油製品が医療機関や電源車に緊急配送されて電力を補完し、住民生活に不可欠な地域のエネルギー供給を確保。積雪により高速道路で立ち往生した自動車に対しても給油することが可能。
 - 医療機関等の社会的重要なインフラや一般家庭においては、軽油・灯油等を備蓄し、災害時に備えることが可能。
- こうした性質を踏まえれば、カーボンニュートラルへの移行を目指す中においても、石油製品の安定供給体制を確保することは極めて重要。
- 他方、乗用車の燃費向上等により石油製品需要は減少傾向。また、SSの多くは中小零細企業。人手不足・後継者難、施設等の老朽化等の課題も相まって毎年SS数は減少し、近隣にSSがない地域も増加。現状のままでは、災害時には「最後の砦」として機能するSSのネットワークが崩壊し、国民の安全・安心を脅かしかねない。

能登半島地震においては、発災から道路啓開が進むまでの間の燃料供給については、被災地内の地元SSの燃料在庫や配送能力のみが頼りであった。



地域特性に応じた形で、SSのネットワークを維持・強化していくことが必要。自治体においても、地域における燃料の安定供給確保、SSによる燃料供給ネットワークの維持・強化に向けて、是非、ご協力いただきたい。

(参考) 「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について (報告書)」 (令和6年11月公表) ・抜粋

4. 物資調達・輸送 4-(2). 支援物資と物資調達の在り方 (P112)

○自治体における円滑な物資調整

【現状と課題】

- ・発災から道路啓開が進むまでの間の燃料供給については、地元SSの燃料在庫や配送能力のみが頼りであった一方で、このような地域内の燃料供給を担うSSの数は減少傾向にある。 地域内の燃料供給に関して平時からの取引等を通じて地元SSとのコミュニケーションが密であった自治体については、国のプッシュ型支援から自力での燃料調達へ早期に移行することができた。
- ・避難所でガソリンを燃料とする小型自家発電設備を活用する場合、携行缶を持ってSSまでガソリンを取りに行く必要があるが、携行缶を保持していない事案があった。

【実施すべき取組】

- ・自治体は災害時の燃料供給も念頭に、SSを巡る課題について関心を持ち、また、地元SSとの間で災害協定を結ぶだけでなく、平時からの燃料調達も含めた連携体制を構築するなどの対応を講ずることが重要である旨、国から周知を図る必要がある。
- ・自治体等に対し、ガソリンを燃料とする小型自家発電設備を避難所に備えている場合は携行缶を常備するよう、地域との連絡会議等を通じて周知を図る必要がある。

6. 多様な主体の連携等による支援体制の強化 6-(1). 被災地以外からの支援者に対する支援と活動拠点の確保 (P136)

○支援者が安全・継続的に活動するための環境の整備

[優先給油]

【現状と課題】

- ・今回の災害では、自衛隊や警察、消防等の緊急車両に加えて、電力・通信事業関係、医薬輸送関係、バキュームカー等の車両に対しても、中核SSでの優先給油が実施された。このとき、電力・通信事業者の調査車両や医薬品輸送車両などの見た目で一般車両と区別が付かない車両が、緊急車両通行証の交付が間に合わず、現場のSSにおいてそれらの車両に優先給油を行うべきかの判断がつかなかったなど、混乱が生じた。また、DMAT等の車両が優先給油対象であることについて、自治体担当者に認識されておらず、混乱が生じた。

【実施すべき取組】

- ・優先給油を受けるために必要な緊急通行車両の標章については、各都道府県の公安委員会への届出を行うことで事前取得が可能であるため、これの周知徹底を図り、緊急通行車両の事前登録を促す必要がある。また、緊急車両への優先給油対応について、平時から関係者への周知を図るべきである。

SSネットワーク維持に資する補助事業

～SSネットワーク維持・強化支援事業費補助金

SS（サービスステーション）ネットワーク維持・強化支援事業費補助金

令和6年度補正予算額 121億円

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
事業目的 災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるサービスステーション（SS）の機能を確保し、SSネットワークを維持することが重要になる。SSネットワーク維持・強化を図るため、災害対応能力の強化に加えて、平時における経営力の強化や、SS過疎地の抑制に取り組む。 事業概要 揮発油販売業者や油槽所を運営する事業者等に対し、災害対応能力強化や経営力強化、SS過疎地重点支援を通じたSSネットワークの維持に資する設備投資を支援する。	<pre>graph LR; A[国] -- "補助 (定額)" --> B[民間企業等]; B -- "補助 (10/10、3/4、2/3以内)" --> C[民間企業等];</pre> 成果目標 SSや油槽所におけるSSネットワーク維持・強化により、国土強靱化の推進に必要な災害時における燃料油の安定的かつ円滑な供給体制を整備する。

「SSネットワーク維持・強化支援事業」の全体像

- R5補正で取り組んだ①災害対応能力強化への支援の拡充に加え、②多角化支援を軸とした経営力強化支援や③SS過疎地への重点支援を追加し、SSネットワークの維持・強化を促進する。

1 SS等の地域配送拠点における災害対応力強化事業		
対象設備	補助率	過疎地補助率
燃料貯蔵タンク等の大型化	中小2/3 非中小1/3	中小3/4
燃料貯蔵タンク等の修繕		中小3/4
ペーパー回収設備		
POSシステム		
緊急配送ローリー		
灯油タンク等スマートセンサー	石油組合2/3	
官公需システム		
自家発電設備 ※SS過疎地に所在するSSのみ新設を認める	10/10	
自動車保守整備事業関連設備	中小2/3	
燃料貯蔵タンク等の撤去 ※グループ化、集約化に伴うものに限り	中小2/3	

過疎地重点支援

④過疎地の補助率かさ上げ対象が増加

過疎地重点支援

⑤SS過疎地について住民拠点SSの新設が可能

洗車事業

自動車整備・検査事業

板金塗装事業

経営力強化

②グループ化、集約化に伴うタンク撤去を対象に追加

経営力強化

①多角化の一步となる洗車や車検、板金・塗装といった事業に係る設備を対象に追加

2

災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業

対象事業	補助率
燃料備蓄購入費 自治体指定SSに対し、以下を補助 ＜中核SS＞ ガソリン 2.5KL 軽油 2.5KL ＜住民拠点SS＞ ガソリン 2.5KL 軽油 2.0KL	10/10
備蓄燃料保管費用 29,000円× 保管日数/306日	

災害対応能力強化

③地域の在庫確保への支援による地域分散備蓄の実現

災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業（予算額10億円）

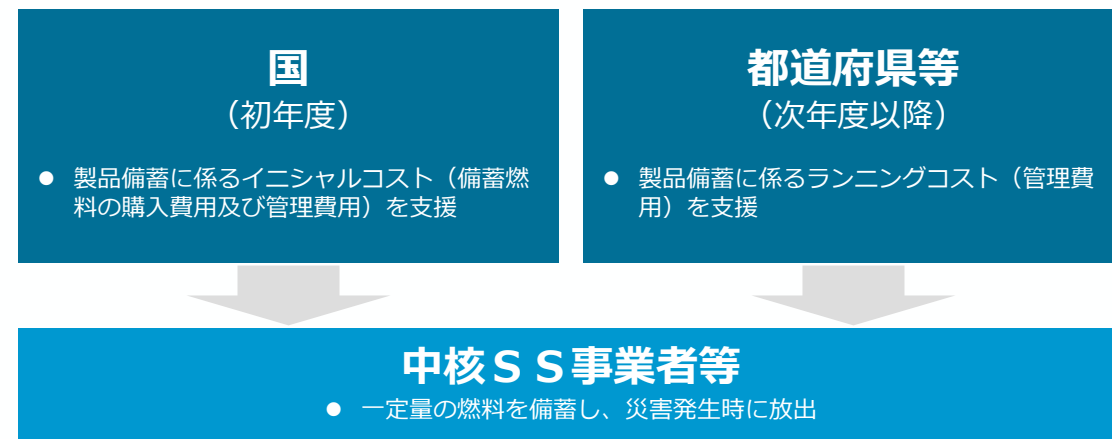
- 能登半島地震では、発災直後、道路が閉鎖され、ローリーによる燃料供給は不可となった。その間、地域のSSの燃料在庫が重要インフラへの配送など、地域の燃料供給に大きく貢献。
- こうした地場のSSの燃料在庫を確保する取組が重要。平成25年補正で措置したスキームを活用しつつ、地域の燃料供給において重要なSSの在庫確保を支援することが有効。

災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業（平成25年度補正 15億円）

事業の概要・目的

- 地震等の災害発生時における石油製品の安定供給を確保し、エネルギーインフラの整備を進めるため、以下の取組を進めます。
- 東日本大震災の発生時には、サービスステーション（SS）において、主に停電により稼働が不可能であったこと、及び地下タンクが在庫切れになったこと（石油元売会社からの燃料供給途絶）を背景に、被災地域での燃料供給に支障が生じました。
- このため、改正備蓄法に基づき、災害時に地域における石油製品の供給拠点となり、警察・消防等の緊急車両に優先給油を実施する役割を担うSSとして自家発電設備等を備えた「中核SS」を全国的に整備しているところです。
- 本事業では、優先給油をより確実なものとするべく、中核SS等に対して一定量の在庫を備蓄するための、燃料購入費用及び在庫の管理費に対する支援を国と県が連携して実施します。

事業イメージ



ガソリン・軽油の備蓄、緊急車両への優先給油を通じて、被災地域における円滑な復旧・復興活動の実施。

事業概要

本事業は、自治体を選定するSSの燃料備蓄を支援します。

(1) 自治体指定SSの選定数

- ・ 全国で合計**1,200箇所程度**
- ・ 全国の**SS過疎地に所在する中核SS・住民拠点SSを優先配分**し、残り枠を都道府県のSS割合で比例配分（次ページ参照）

(2) 事業スキーム

- ・ 製品備蓄に係る**イニシャルコストを国**で支援し、**翌年度以降のランニングコストを都道府県**において支援

(3) 備蓄対象SSについて

①備蓄燃料購入費（初年度のみ）

＜中核SS＞ガソリン2.5KL、軽油2.5KL　＜住民拠点SS＞ガソリン2.5KL　軽油2.0KL

②備蓄燃料保管費（初年度のみ。2年度以降は都道府県より補助）

※保管費用:29,000円×保管日数/306日（4月から翌年1月の10か月間）

※**5年間の保管義務**あり

※都道府県と石油組合間で保管費補助等に係る協定等を締結。契約をもとに都道府県は石油組合に対して①石油組合の管理費（SSからの在庫報告の取りまとめ等の業務費）及び②SS向けの管理費（石油組合からSSへ支払われる）を支払い（補助）

【注意点】

- ・ 2年目以降の実施は、都道府県が予算化する必要がある。そのためSSや石油組合のニーズがある場合であっても実施出来ない場合がある。（5年間の保管は必須）
- ・ SSの選定にあたっては、**石油組合と都道府県の間で緊密に連絡**をとる必要がある。
- ・ 現在、**都道府県が同様の事業を実施している場合、都道府県の事業とは別のSSで本事業を申請することが可能（同じSSで本事業と都道府県からの支援重複は不可）**

SSネットワーク維持に資する補助事業

～【SS過疎地限定】 燃料供給に関する計画策定支援事業など

自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業

(燃料供給に関する①計画策定事業②設備整備等事業の支援) (令和6年度予算額：5.3億円の内数)

- 燃料供給拠点確保に向けて、SS過疎地等の自治体がその地域における燃料供給拠点の維持に係る計画の策定を支援
- また、計画に基づき、自治体又はSS事業者が行うSSの移転・統合・新設に伴う設備整備・設備撤去等を支援

①燃料供給に関する計画策定事業

◆ 補助対象経費

計画策定事業のために必要な補助職員人件費、検討会費、調査費等

◆ 補助対象上限額

1, 0 0 0 万円

◆ 補助率

3 / 4

②計画に基づく設備整備等事業

◆ 補助対象経費

設備整備等事業に必要な設計費、設備費、工事費、解体・撤去費、等

◆ 補助対象上限額

1 億円

◆ 補助率

- (a) SS過疎地等であって、過疎地域等の自治体 補助率 3 / 4
- (b) SS過疎地等であって、過疎地域等ではない自治体 補助率 1 / 2
- (c) SS過疎地等の中小企業者 補助率 3 / 4

補助事業により策定された燃料供給に関する計画

事業年度	自治体名	事業名
平成30年度	宮城県七ヶ宿町	「住みたい」を支える燃料供給体制確保計画策定事業
	長野県売木村	SS過疎地対策検討支援事業（売木村SS過疎地対策計画）
	長野県天龍村	天龍村SS過疎地計画策定事業
令和元年度	岐阜県白川村	白川村南部地域SS過疎実態調査・計画検討事業
	徳島県那賀町	徳島県那賀町SS過疎地対策計画策定事業
	静岡県西伊豆町	SS維持による燃料安定供給と災害時における燃料確保のための計画策定事業
令和3年度	福島県三島町	三島町SS過疎地対策計画策定事業
令和4年度	愛媛県久万高原町	久万高原町燃料供給体制補完計画策定事業
令和5年度	宮崎県西都市	西都市SS過疎地対策計画事業
	沖縄県東村	東村SS過疎地対策計画策定事業

※過疎地域等は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する過疎地域又は財政力指数0.51以下の地域。

【事例】自治体によるSSの移転・再開（国の支援策利用の最新事例）

2024年3月1日 河北新報

福島・三島町内唯一のガソリンスタンド、国道252沿いに公設民営で開店

- 福島県三島町が公設民営で運営し、移転新築を進めていた町内唯一のガソリンスタンドが国道252号沿いに完成した。「三島給油所」から「三島サービスステーション（SS）」に改称し、1日午後1時に営業を始める。
- 道の駅「尾瀬街道みしま宿」の隣接地に整備した三島SSは敷地面積約1720平方メートル。タンク容量を30キロリットルから50キロリットルに増強し、自家発電設備やセルフ洗車機を導入した。
- 町内で1店だけあった民間給油所が2020年5月に廃業。住民の要望にこたえ、町が同年12月、県内初となる公設民営方式で給油所を再開させた。立地条件が悪く、老朽化も進んだため、約2億5700万円かけて移転工事を進めていた。
- 三島給油所と同様、指定管理者の桐の里産業（三島町）が運営。町は「道の駅や只見線のビューポイントが近いので観光客も利用してほしい」と呼びかける。営業時間は午前7時～午後7時で、木曜定休。



地方自治体に期待される役割 ～SSとの関与のあり方

地方自治体に期待される役割

※SS過疎地対策ハンドブックから作成

① 担当者・担当部署の決定 ～困りごととなる前に

② 自治体内における石油製品の需要・ニーズの把握 ～SSネットワーク維持の必要性の検討

(平時)

- ・ 高齢のドライバーが多いため、遠方での給油が難しいケースが多い
- ・ 寒冷地のため、各家庭のホームタンクの灯油宅配需要が多い
- ・ 除雪車向けの軽油を近場で給油する必要がある 等

(災害時)

- ・ 緊急車両用のガソリン・軽油や、重機等の軽油が確保できるか
- ・ 医療機関や避難所等の自家用発電設備や暖房用等の燃料を確保できるか 等
- ※ 地勢的な特徴を踏まえた検討が必須（通行止めリスク等）
- ※ 地域防災計画等への位置づけ、実効性ある災害協定締結 等

③ SS事業者との平時からのコミュニケーション ～平時からの取引、廃業意向等の早期把握、災害に備えた訓練実施等

④ 自治体によるSS支援、地域住民の意識醸成

- ・ SSネットワーク維持の必要性を踏まえた対応（地域による地元SSの利用促進、SSの必要性や課題について地域住民と共有 等）
- ・ 災害時に備えた情報把握（重要施設でのタンク設置場所や口径、油種等）、在庫計画の策定（拠点となるSSの選定）、それに基づく支援の実施 等
- ・ SS廃業への対応（後継者探し、事業承継支援、地域住民の巻き込み、自治体によるSS運営 等）

⑤ 官公需における随意契約等の推進

- ・ 「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を踏まえ、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達時に災害協定を結んでいる石油組合に対し随意契約できること等を留意する。これにより当該石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努める。

(参考) 燃料の供給体制確保に向けた国の取組 (SS関連/全体像)

制度・運用

予算・税

1. 地域内のエネルギー供給体制の確保

- ① SSの多機能化等の事業再構築・人手不足対策
- ② 総合エネルギー拠点化 (EVステーション等の設置)
- ③ 地域の石油供給体制構築 (自治体とSSの連携、自治体によるSS承継等)

経営力強化

POSシステム
灯油スマートセンサー
タブレット給油システム
等の補助

R3～4補正

当初

利子補給・信用保証

基金

技術開発・実証支援

AI給油許可システム
防爆充電器等

当初

中小企業支援策

事業再構築・省力化補助・事業承継支援等

当初

～R5補正

税

充電インフラ等導入支援

H24～R5補正

当初

税※水素のみ

自治体における計画策定・SS整備支援 当初

SS過疎地対策
ハンドブック

2. SSのレジリエンス強化

- ① 中核SS・住民拠点SSの整備
- ② 自治体との災害時燃料供給協定の締結
- ③ SS災害対応能力強化
自治体等関係機関との連携強化

災害対応型SSの整備

中核SS： 1,591カ所
住民拠点SS： 14,360カ所

自家発の更新補助

当初

R4～R5補正

国等の契約の基本方針

官公需における中小石油販売業者に対する配慮
※自治体・大学・病院等への関係省庁からの周知含む

災害時燃料供給に関する 地域ブロック会議の開催

※各都道府県、関係省庁、石油組合等が参画

SS設備導入支援、訓練支援

タンク大型化、ローリー等への補助

当初

R3～R5補正

3. 公正かつ透明な石油製品取引構造の確立

公正取引委員会と連携した対応、元売ヒアリング、各種市場調査の実施